

## 部活動指導員制度について

担当 有働 秀樹

### 1. はじめに

部活動時間の長さが教員の多忙化につながっていることが問題となり、適切な練習時間や休養日の設定等、部活動の適正化が進められている。また、従来の教員外指導者の活用のみでは教員の負担減には不十分であるということから、「部活動指導員制度」が平成29年度から制度化されたが、全国でも熊本県内でもまだ浸透しているとは言えない状況である。そこで、今回は改めて「部活動指導員制度」の概要について説明していく。

### 2. 部活動指導員制度とは

部活動指導員制度とは、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員、つまり「部活動指導員」の配置促進を制度化したものである。この部活動指導員は、中学校・高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とできることが学校教育法施行規則に新たに規定された。

### 3. 部活動指導員と従来の教員外指導者との違い

部活動指導員と従来の教員外指導者との違いは、「身分が学校職員として認められた」こと、「部活動の顧問を担当することが可能になった」こと、「報酬が有償と決められた」ことがある。また、教員外指導者の職務内容は「実技指導」のみであるが、部活動指導員の職務内容には、①実技指導、②安全・障害予防に関する知識・技能の指導、③学校外での活動（大会・練習試合など）の引率、④用具・施設の点検・管理、⑤部活動の管理・運営（会計管理など）、⑥保護者などへの連絡、⑦年間・月間指導計画の作成、⑧生徒指導に関わる対応、⑨事故が発生した場合の現場対応の9つが明記されている。

### 4. 部活動指導員制度の効果

部活動指導員制度を活用することで、「部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保すること」や「経験のない競技などの指導による教員の心理的負担の軽減」等の教員の働き方改革を進めていくことや、「正しい理解に基づく、技術の向上」、「生徒の能力に応じた適切な練習法の導入」や「想定される事故・けがの未然防止」等の部活動の質的な向上の効果が期待されており、実際に部活動指導員制度を活用している学校では、「顧問（教員）と部活動指導員とで役割分担できたことで、教員には心と時間にゆとりが生まれ、授業準備や学級業務に費やす時間が増えただけでなく、残業時間も減った」という声も上がっている。

### 5. 部活動指導員制度の現状と課題

熊本県では、県内の中学校に最大で60名の部活動指導員の配置を計画しているが、実際には「研修が大変」、「他の仕事もしているので、責任を負うのは負担になる」との声も聞かれ、導入が思ったほど進んでいないというのが現状である。

### 6. おわりに

部活動指導員制度については、まだまだ課題もあるが、生徒たちが良い環境で部活動に取り組むためには制度を広げていくことが必要である。また、より充実した部活動のためには、少子化に伴う部活動数の削減等の取り組みも必要であると感じたので、今後の研究で現状と対策を明らかにしていきたい。